

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに採用され、同月〇日、B市所在のCセンター（以下「事業場」という。）に配属され、介護支援専門員として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、勤務終了後、原動機付自転車（以下「バイク」という。）を運転して、D店内のATMを利用するために通常の通勤経路を離れ、ATMから現金を引き出した後、自宅に帰る途中の経路において、路上駐車してあった乗用車に衝突して負傷し（以下「本件事故」という。）、同日、E病院に受診し、「左大腿骨遠位端骨折」等（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、帰宅する際、通常は事業場から一旦南に向かった後、北東に向かう経路（以下「通常の通勤経路」という。）を利用しているものの、当日は、ATMを利用する必要があったため、自宅と反対の西方向にあるD店に向かい、その後、北方向の経路（以下「本件経路」という。）を利用し帰宅しようとしたものであることが認められる。
- (2) 請求人は、事故当日、本件経路を選択した理由について、通常の通勤経路は度々渋滞し、特に当日は暴風大雨警報が発令されていたことからひどい渋滞が発生しており、これを回避することで通勤時間としては短縮されることが予想されるものであったことから、本件事故は通勤経路上で発生した通勤災害と認められるべきである旨主張している。そこで、当審査会において、請求人の主張が認められるか否かを検討したところ、以下のとおりである。
- (3) 労災保険法第7条第2項は、通勤災害とは、住居と就業場所との往復等について、合理的な経路及び方法によるものであるとし、さらに、同条第3項では、経路を逸脱又は中断した場合、当該逸脱又は中断の間については通勤災害として保険給付の対象となる通勤とはしない旨を規定している。
- (4) 請求人は、事故当日、家庭の事情によるATMを利用するために、事業場から自宅とは反対方向にあるD店に向かったことが認められるところ、当該通勤経路からの逸脱については、労災保険法第7条第3項に定める「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うた

めの最小限度のものである」と認めることが相当であり、当審査会としても、同逸脱後に通常の通勤経路に復した場合であれば、その後の帰路については通勤途上と認められるべきものであると思料する。しかしながら、本件事故は、請求人が、D店から通常の通勤経路に復することなく、別の経路により帰宅しようとする途上に発生したものであり、上記労災保険法第7条第3項の趣旨に鑑みると、未だ「逸脱又は中断の間」にあったと判断せざるを得ないものである。

(5) この点、請求人は、本件経路を過去にも利用したことがあると述べ、また、事故当日の交通事情及び特殊な気象条件を理由として、本件経路を用いたことにも合理性がある旨主張するが、上記のとおり、日常生活上必要な行為としてD店に立ち寄るといった逸脱があった以上、上記法規定に則る限り、通常の通勤経路に復した後でなければ、通勤災害として保険給付の対象となる通勤とは認められないものである。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は通勤によるものとは認めることができず、したがって、監督署長が、請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。